

## 「飯塚市立高田小学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立高田小学校

### 1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

- 学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組を、校長のリーダーシップの下、一致協力した体制で、組織的及び計画的に実施する。

### 2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

#### (1) 本校のいじめの問題に対する考え方

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識、「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という危機意識、「いじめられている子どもを最後まで守りぬく」という信念をもつ。
- 「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」という認識をもつ。

#### (2) 組織（校内いじめ問題対策委員会）の設置

##### ① 構成員

組織の名称		たすけあう子部会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名・役割
		校長 教頭  主幹教諭 教諭 教諭 教諭 講師 教諭・講師 養護教諭	たすけあう子部部長 生徒指導係 たすけあう子部 通級指導教室担当  たすけあう子部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの判断・方針決定</li> <li>・通報の窓口・外部組織・保護者への対応</li> <li>・保護者への対応</li> <li>・校内組織の運営</li> <li>・生徒指導主事</li> <li>・特別支援教育コーディネーター</li> <li>・いじめ事案の該当学年</li> <li>・カウンセリング</li> </ul>
外部専門家等	スクールカウンセラー スクールカウンセラー 飯塚警察署少年補導員 スクールサポーター	穂波西中学校 飯塚市 少年サポートセンター 飯塚警察署		

##### ② 役割

年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定  
PDCA サイクルの検証等を行う。

- \* 本学校いじめ防止基本方針は、年度初め本校 HP 上で公開し、その内容を地域や保護者、関係機関に検証を仰ぐ。



## (教員研修)

いじめ問題に関する教員研修は、教員自身の感受性や共感性を高めることを目的として、実効性のある研修を定期的実施する。

### ① 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会を実施する。

年度当初に学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会を開催し、全職員で、いじめの定義やいじめの認識及びいじめの防止、いじめの早期発見・早期対応等を確認する。

### ② 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会を実施する。

年度当初に、事前に実施した「学校生活アンケート等の結果」をもとにして、児童の実態把握と現状理解を行い、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会を行う。

### ③ 専門家を招聘した研修会（夏期休業中）の実施

夏期休業期間等において、スクールカウンセラー等の専門家を招聘し、いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化等の研修会を実施する。

### ④ 教員の資質を向上させる研修の実施

自己評価のためのチェックリストを利用し、教員自らの言動を見直す取組や児童や保護者との信頼関係づくりに関する研修を実施する。

## (6) いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期対応への取組【取組の実施組織・年間計画】

### ① いじめの防止の取組＝いじめを生まない教育活動

#### ○ 生徒指導の視点に立った授業づくり

生徒指導は、教科指導を充実したものとして成立させるために、重要な意義をもっている。毎日の授業において、生徒指導の機能を発揮させることは、児童一人一人が生き生きと学習に取り組み、学校や学級の中での自分の居場所をつくることにつながる。このことには、児童一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、自尊感情を育て、自己実現を図る重要な意義がある。

#### ○ 社会性の育成に向けた取組（学級力向上アンケート、構成的グループエンカウンター等）

教員と児童、児童相互の豊かな人間関係を醸成し、社会性を育成するために、児童の発達段階に即した人間関係づくりのトレーニング等の充実に努めるとともに、受容的・共感的理解にたった学級経営や望ましい集団活動をとおして、学級集団づくりに努める。

#### ○ 4大プロジェクト等の学校行事を通しての体験活動の取組

4大プロジェクト等の学校行事や体験的な活動を通じて、児童一人一人の姿を地域に披露することにより、児童に地域の中での存在感及び自己有用感を育む。

### ② いじめの早期発見の取組

#### ○ 「いじめに特化した無記名アンケート」の月1回の実施

#### ○ 「学校生活アンケート」の学期1回の実施

#### ○ 教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童対象の個人面談：学期に1回程度）

#### ○ 相談ポストの活用

#### ○ 「家庭用チェックリスト」や「家庭用リーフレット」等を活用し家庭と連携した取組

#### ○ 年間計画の作成（別紙1）

### ③ いじめの対処への取組（別紙2）

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し心のケアを行うとともに、事実関係の把握を行う。また、いじめたとされる児童に対して事実関係を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### ア いじめ発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめに関わった児童に対して迅速に正確に事実関係を確認する
- ・いじめを受けた児童の立場に立って対応し、いじめを受けた児童や通報者の安全を確保する
- ・関係児童の保護者への事実報告を行うとともに教育委員会へ報告する
- ・学校いじめ問題対策委員会での解決策の検討と警察などの関係機関との連携

#### イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめた児童の特別指導や傍観者の指導を行い、いじめを繰り返さない環境整備を行い、いじめられた児童が安心して学校で生活できる環境に改善する
- ・スクールカウンセラーや担任などによる面談や家庭訪問を継続的に実施する
- ・いじめられた児童が信頼できる友人などと連携し、安心して登校できる雰囲気づくりを行う

#### ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・特別指導により事の重大さを理解させ、二度と繰り返さないために保護者と共に考えさせる
- ・いじめを受けた児童保護者といじめた児童保護者で話し合いの場を設定し、謝罪や人間関係の改善を約束させる
- ・継続的に三者面談を実施し、いじめは許される行為ではないことを再認識させる

#### エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・「いじめは絶対に許さない」「見て見ぬふりをしない」「教員や保護者に相談する」ことを徹底して指導する
- ・人権教育や道徳教育、HR、授業などを通して、相手を思いやる気持ちや人間関係づくりを支援する
- ・いじめの背景や課題を分析し、児童への対応の仕方等の改善を行う

#### ※ 関係機関との連携

#### ※ 飯塚市・福岡県との連携

#### オ 重大事態への対処（別紙3）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなくてはならない。

※ 「金品等に重大な被害」とは、金額の大きさではなく、子どもにとって大きな出来事になる可能性があるかどうかを考え、児童の目線に立った対応を行う。

※ 保護者からの申し出に際し、たとえ「重大事態に至った」という表現がなされなかったとしても、学校側が重大事案として取り扱うべきと判断した事案は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 県知事への重大事態発生報告</li><li>② 学校の下に、重大事態の調査委員会（教職員、警察機関、医師、スクールカウンセラー、PTA役員、弁護士など）を設置</li><li>③ 調査委員会で事実関係を明確にするための調査を実施</li><li>④ いじめを受けた児童および保護者に対して情報を適切に提供</li><li>⑤ 県知事へ調査結果を報告</li><li>⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う</li></ol> |
|--|

(7) ネット上のいじめの対応

- ネット上の不適切な書き込みなどが発生した場合、まず問題の箇所を確認し、印刷や保存で記録する
- 校内いじめ問題対策委員会で協議する
- 専門機関や警察機関などに協力を要請する
- いじめを受けた児童と保護者に事実関係の報告と改善策を説明し理解を得る
- 教育委員会に報告する
- 児童を対象とした情報モラルに関する研修会などを実施し、ネットの危険性や被害の回避方法などを教育する

※ 情報モラル教育の実施

※ 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(8) 教育相談体制

- スクールカウンセラーの計画的な活用
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知
- 人権擁護委員協議会の活動の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者と学ぶ規範育成事業を実施する
- 毎週1回発行の学校通信等で情報を発信するとともに、情報提供を呼びかける
- PTA役員会・評議委員会で、議題に取り上げ、情報提供を行う

(10) 取組状況の評価

- 各学期末に、取組の評価・分析を行い、改善する

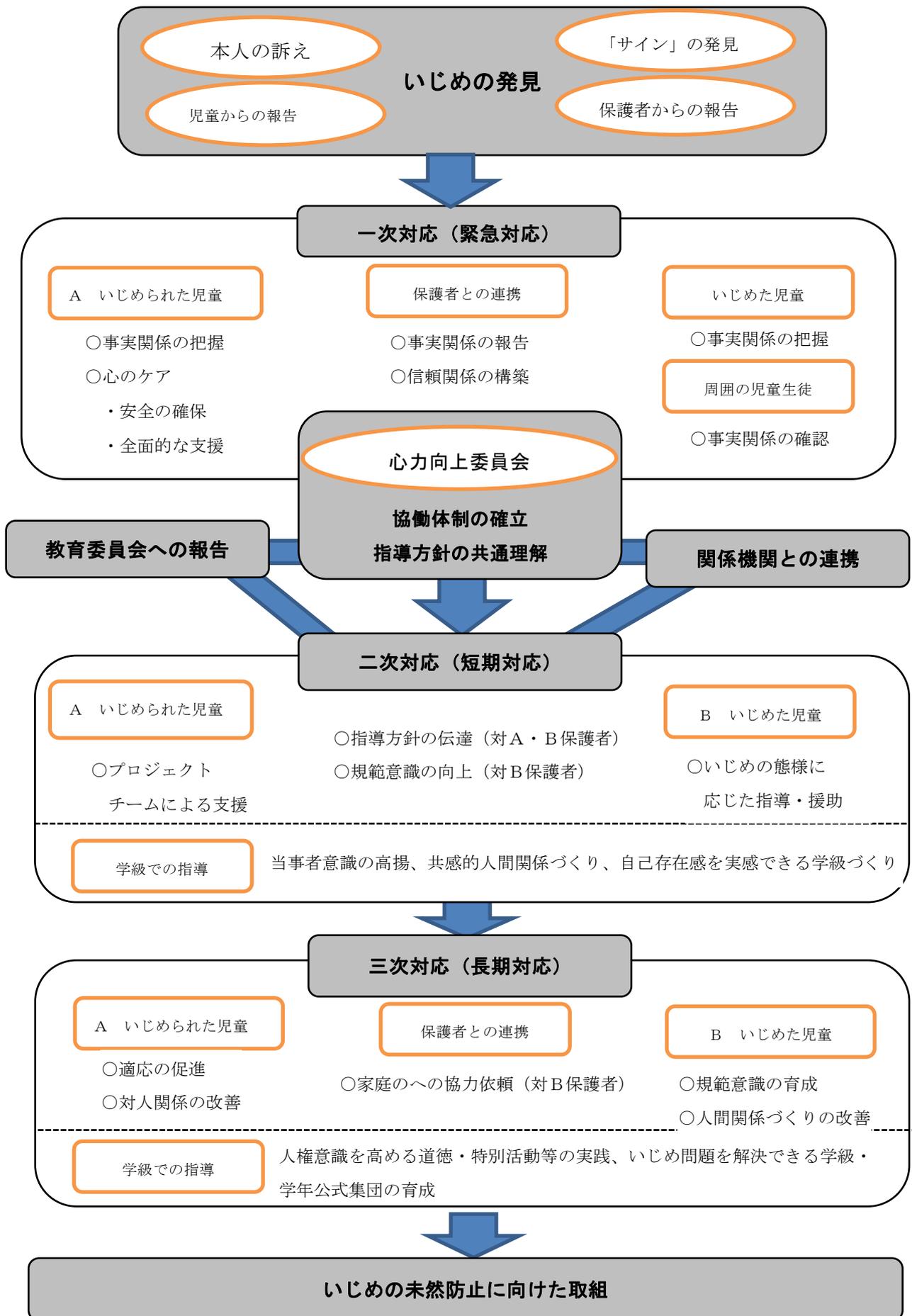
(11) 学校評価

- 学校自己評価を行う
- 保護者アンケートによる評価を行う
- 学校自己評価をもとに、学校関係者評価委員から意見をいただく

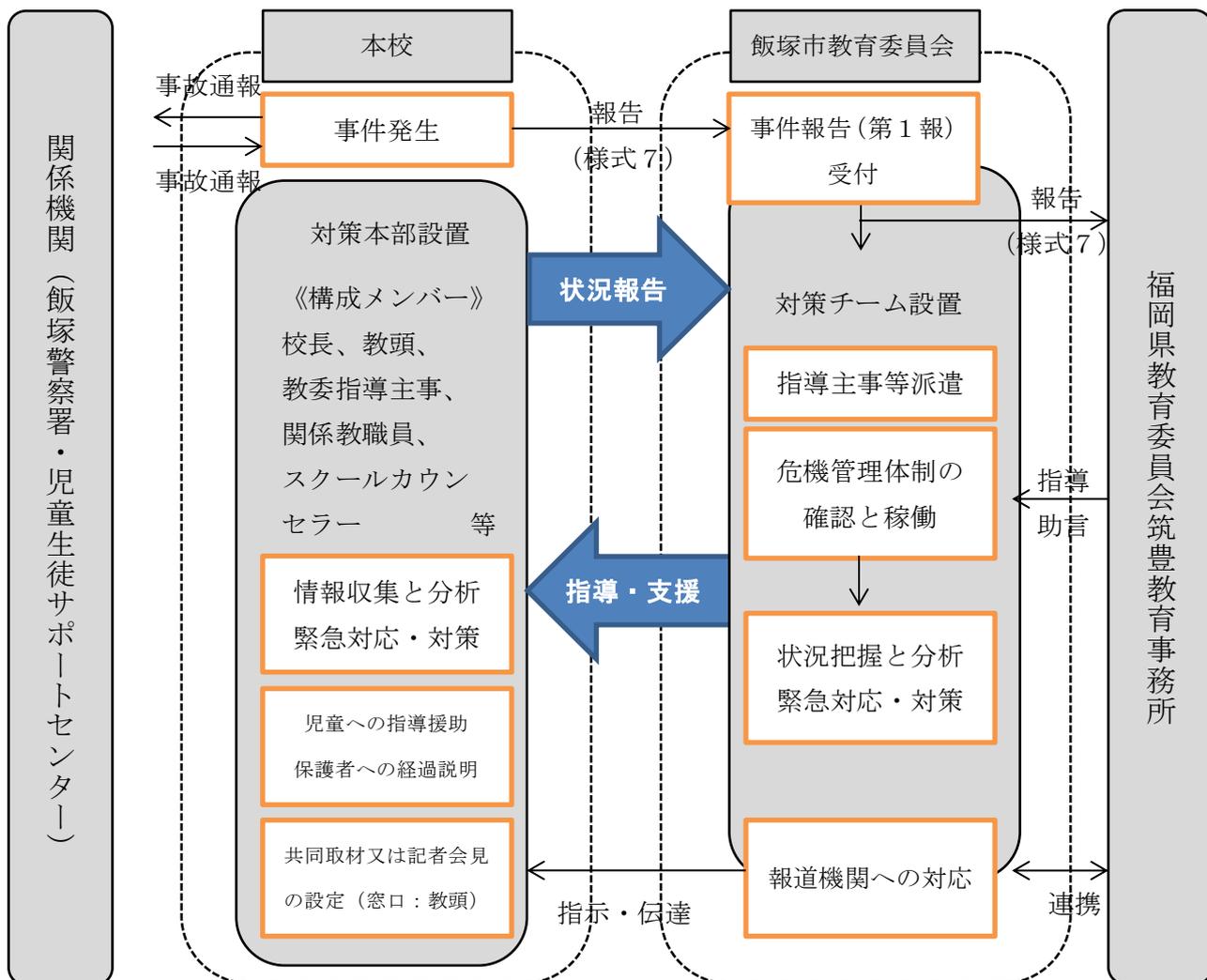
別紙1 年間活動計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回) (◆学期1回) (●常設)	学校の組織的指導体制の 整備 (*月一回)	いじめに対応する教 育活動の推進 (●年間)	評価・分 析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート」 ●相談ポスト	*たすけあう子部会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」	*たすけあう子部会 ・児童理解のための職員会議		
6月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」 ◆児童の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*たすけあう子部会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付 ・本校いじめ防止基本方針のHP上の公開	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」 ◆「生活アンケート」調査 ※アンケートをもとにした個人面談	*たすけあう子部会	地域・保護者への啓発活動	・1学期の取組を評価・分析
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童理解の研修会		PTA評議員会・学校運営協議会合同会で説明
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」	*たすけあう子部会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」	*たすけあう子部会		
11月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」 ◆児童の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*たすけあう子部会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」 ◆「生活アンケート」調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*たすけあう子部会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」	*たすけあう子部会		
2月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」 ◆児童の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*たすけあう子部会		PTA評議員会・学校運営協議会合同会で説明
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」	*たすけあう子部会		・年間の取組を評価・分析

別紙2 対応の手順



別紙3 重大事案における危機管理マニュアル



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに飯塚市教育委員会に電話等で速報する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。